

- (b) 第2段階はある強制的な補足的制度を作り、支払われる年金額はすべて支払われた拠出にもとづかせることである。
- (c) 第3段階は民間の保険会社の提供する任意方式の保険証券である。

これらの基本原則の適用は容易ではない。一方では、異なる社会的および職業上の集団は、かれら自身の別な制度を維持したがるし、他方では、右派と左派の両陣営はすべての変革に反対され、かつ、低下を辿る社会的傾向を支持する。

しかし、これは、ある媒体として社会保障を用い、ある所得政策を導入する試みをしないなんらの理由にもならない。

Proposals For a Fair and Balanced Financial Reform of Social Security, Droit Social, No. 11, 1973, pp. 530 ~ 534 ; No. 12, 73/74.

強制的企业年金

※

André Ghelfi (スイス)

本稿には、補足的な老齢・廃疾・遺族保険にかんする制度が論述されている。

1972年12月3日に、スイスの人びとは老齢・廃疾・遺族保険(AVS)にかんする新しい基本的な改正を受諾した。一般的な国の保険制度に対する計画を拒否して、かれらは3本の柱、つまり、AVS、強制的な企業年金、および個

人の貯蓄で構成された政府の反対する案を選択した。改正の基本的な目的は、労働者の従前の生活水準を維持することである。

スイスの労働組合運動は、全国的な社会保障の基本的な部分の管理にかんする厄介なしかも時代遅れの政府の管理に対して、毅然とした立場をとってきた。さらに、労働組合運動はその運動がこの国の保守的な勢力の手によって蒙るかも知れないなんらかの弱体化に対して、この改正に基本的な賛同を完全に保有しようとした、また、進歩的でかつ気前のよい社会的保護制度を実現しようとしている。専門家達のある委員会は、強制的な企業年金、つまり2番目の柱に対する新しい法律の法案を作っているが、労働組合はかれらが前の国会に提出した要求と仮定を撤回する。

4つの要求

1. 従前の生活水準の維持を保証するために、低賃金労働者と平均的賃金の労働者に支払われる年金は、過去に取得した総所得の60%以上でなければならない。企業の退職基金は恐らく給付を優先させる基本原則か、あるいは、拠出を優先させる基本原則かといいういづれかの基本原則により年金を定めるように選択するであろう。これらのうち、1番目の例では、従前の所得の60%という最低の水準を保証するためには、元金保証を確立するために拠出を徴収し、かつ、賃金の一般的な上昇を考慮した暫定的な計算をする必要があるだろう。2番目の例では、最低の拠出率は法律によって定められ、また、賃金の変動を考慮して調整されるであろう。

2. 拠出者のうち、最初の世代は犠牲にされるべきでもないし、また、耐えられない負担を強いられるべきでもないし、さらに、老齢な労働者達が不利にされるべきでもない。中央に設けられたある機関が、必要な給付を支給するよう義務づけられた基金の不足財源を補償すべきである。

3. スイス政府は企業に設けられた基金に対してすべての労働者が強く求めている願望を保証するために、ある補足的な基金を創設しなければならない。1つの解決策は、使用者達と労働組合が、政府による監督をうけ、ある役割を割当てられ、労使共同によって設けられたある自治的な組織を設立することで、その機関は次のような役割を担当する。つまり、それらの役割は、加入を希望するすべての企業に開放されるその補足的基金の管理・運営、「最初の世代」に対するある全国的な補償制度の適用、およびインフレーションと返済不能の危険に対する全国的な補償制度の適用である。

4. 2番目の「柱」にかんする決定で、労働者の参加は保証されなければならない。この参加は、とくに、設けられる保険の型（自治的基金、企業の基金、団体保険）の選択、および基金の資金の運営に関連をもっている。

2つの基本的な仮定

1. AVS（第1番目の柱）の給付は、年金の形で支払われるべきで、元金の支払いは例外的で、かつ、法律で規定されるべきである。大幅な元金支払いの可能性をもつ制度は、基本的な目的、つまり、従前の生活水準を維持しようとする目的に矛盾するものであり、また、社会的保護制度の強化に反する。インフレーションの時期には、被保険者はよく損失者となり、さらに、保険数理的には、各基金はそれらにとって最も望ましくない成長を考慮する恩恵を与える。

2. 第2番目の「柱」は、給付を分配する機関として組立てられ、かつ、プールの役割をもつ組織によって保証された自治的な基金、もしくは、専門的な組合の制度という形にしておくべきである。

多数の弱小な基金の維持は、資金を危険な状態に放置し、不当に膨脹させる

管理・運営費により保険費用を増加し、また、それらの管理・運営の監督をより困難にしてしまい、その結果、不規則に発生するより大きな危険を招いてしまうだけである。したがって、企業別もしくは地域別のレベルである中央集権化を促進することが望ましい。

スイスの労働者達は圧倒的に新しい基本的な改正を承認したし、また、希望するように選択方式で機能し、かつ、かれらが組織しようとしているある制度に対する模索に信頼を寄せている。

※ スイス労働組合議会の副議長。

Obligatory Occupational Pensions, Revue Syndicale, (Berne), No. 12, 1973, pp. 352-357; No. 49, 74/75.

以上3編の「I S S A海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するI S S AのAdvisory Committee - 1967年10月 - による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。

（平石長久 社会保障研究所）